

岡山県新型コロナウイルス感染症患者に係る 医療従事者危険手当補助金

新型コロナウイルス感染症入院患者の身体に直接接触する業務を行う医療従事者に支給される危険手当を補助します。

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関において、入院した新型コロナウイルス感染症患者の身体に直接接触する業務を行う医療従事者に対し、当該医療機関が特別な手当（危険手当）を支給した場合に、予算の範囲内で県が医療機関に補助を行います。

2 補助対象となる医療機関

県からの要請を受けて、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れた医療機関

3 補助対象となる業務

新型コロナウイルス感染症患者の身体に直接接触する業務（診察、看護、検査等）

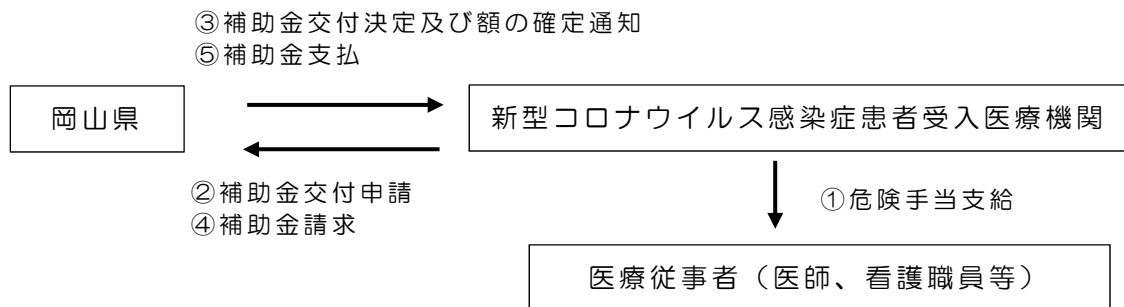
4 補助対象となる経費

令和2年4月1日～8月31日の期間に実施した補助対象業務に対して支給された危険手当

5 補助率

補助対象経費（危険手当）の10/10、従事者1人あたり4,000円/日を上限

6 補助金交付の流れ



7 補助金交付申請書の提出期限

令和2年10月30日(金)まで

【本補助金に関するお問合せ先】

岡山県保健福祉部 保健福祉課 医療・福祉従事者等支援班

電話：086-226-7964

〒700-0823 岡山市北区丸の内 1-1-4 全日信販ビル2階